

貿易関係証明発給システム(オンライン発給・申請)について

姫路商工会議所

1. はじめに

・利用開始日 2021年8月2日(月)～

・2021年8月2日時点では、非特惠原産地証明書(日本産)のみが対象となります。

非特惠原産地証明書(外国産)、インボイス証明、サイン証明については、従来通り書面での発給申請をお願いいたします。(なお、今後順次対応予定です。)

・2021年8月2日時点では、代行業者による代行申請には対応していません。(今後対応予定)
なお、書面発給の場合につきましては、窓口での代行申請受付を行っております。

・企業登録及び発給手続きに関しては、当所ホームページよりダウンロードしてご確認ください。

【掲載しているマニュアル】

- ・パンフレット「原産地証明書のオンライン申請・発給」(PDF)
- ・申請者向け操作マニュアル(PDF)
- ・動画マニュアル「貿易登録申請の手順」(<https://youtu.be/J7UGj0zokwg>)
- ・動画マニュアル「オンライン申請・発給の手順」(<https://youtu.be/HrS2WV8l9ss>)

2. システムの動作環境・機器について

インターネットからのシステム接続となり、自社サーバ・パソコン等へのインストールは不要です。

①以下の環境が使用できるパソコンが必要です。

- ・OS: Windows10 (32/64ビット)
- ・指定ブラウザ: Google Chrome (最新版のみ動作保証)
- ・ソフトウェア: AdobePDF が閲覧・印刷できるソフトウェア

②カラー印刷が可能なプリンタが必要です。

※初回ログイン前にあらかじめブラウザ設定を行っていただく必要があります。

詳しくは「申請者向け操作マニュアル」の P.4「システムの動作環境」をご確認ください。

※一部ブラウザでは、表示が崩れてしまう可能性がありますので、Google Chrome での閲覧・作業をおすすめいたします。

3. 貿易登録（申請者登録）

- ・貿易関係証明発給システムをご利用の際は、現行（書面発給）の登録有効期限内であっても、新規にご登録いただく必要があります。
- ・現行（書面発給）の貿易登録台帳では、貿易関係証明発給システムをご利用いただけません。
- ・貿易関係証明発給システムの貿易登録をしていただくと、書面発給の登録は不要になります。

① 以下の URL にアクセスし、手続きを進めてください。

https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=2802

【参考：動画マニュアル「貿易登録申請の手順」(YouTube)】

<https://www.youtube.com/watch?v=J7UGj0zokwg>

② 必要事項をシステムに登録後、以下の書類を**紙媒体**で当所までご提出をお願いいたします。

	法人	個人
システムより印刷し 必ずご提出いただくもの (共通)	<ul style="list-style-type: none">・貿易関係証明(申請者・代行業者)業態内容届・貿易関係証明に関する誓約書(申請者・代行業者)・貿易関係証明(申請者)署名届 (登録人数分)	
別途必ずご提出いただく もの	<ul style="list-style-type: none">・商業登記簿謄本<履歴事項全部証明>・法人印鑑証明書 ※両方 3 か月以内発行の原本	<ul style="list-style-type: none">・代表者の住民票・代表者の印鑑証明書 ※両方 3 か月以内発行の原本 <ul style="list-style-type: none">・個人事業者であることの証明資料 (開業届写し又は直近の納税証明書 (事業税)の写し)
(該当される場合のみ) 別途ご用意頂きたいもの	<ul style="list-style-type: none"><旧姫路市以外の方>・<u>地区外登録の申請書</u> (当所ホームページよりダウンロードが可能です)<古物を扱われる事業の方>・古物商許可書の写し<サイナー又は代表者が外国籍の方>・旅券または外国人登録証明書、在留カードの写し	

※「貿易関係証明(申請者)署名届」は、ご記入いただいたサインを当所でスキャンしてシステムに取り込みます。白上質紙に印刷後、濃く・はっきりと・枠線からはみ出さないようにサインをご記入ください。(サインは黒のみ。カラーは不可です。)

※登録有効期限は、会員・非会員ともに 2 年間で、2 年ごとに更新が必要となります。

4. オンライン発給システムからの申請

貿易登録完了後、当所より「貿易登録証」をお送りいたします。

登録証記載の管理者 ID・パスワード（初期）を用いて、以下の URL よりログインしてください。
ログイン後は、ご登録いただきましたサイナー毎に ID・パスワードを交付し、それぞれで発給申請を行ってください。（管理者 ID では、証明書の申請を行うことはできません。）

<https://coo.jcci.or.jp/eCO/>

【参考：動画マニュアル「オンライン申請・発給の手順」(YouTube)】

<https://www.youtube.com/watch?v=HrS2WV8l9ss>

※システム稼働時間は、平日 8:30~17:30 です。（土日祝日年末年始を除く）

※オンライン発給システムで作成していただいた原産地証明書のデータは、当所承認後、貴社にて白上質紙に印刷していただきます。

※証明書は「交付済」日より 14 日以内に印刷してください。14 日を過ぎると印刷できません。

※書面発給時に使用していた原産地証明書専用紙はオンライン発給申請ではご利用いただけません。

■オンライン発給における原産地証明書の用紙 規格

①用紙：白上質紙 55 キログラムベース（四六判換算）

②寸法：A4 サイズ（210×297 ミリ） 1 枚物

※偽造防止加工用紙は使用できません。

5. オンライン発給システム各種手数料とお支払い方法について

【各種手数料について】（税込）

	会 員	非会員
オンライン登録(更新)手数料	無 料	
オンライン証明書発給手数料	1,100 円	2,200 円

※窓口で書面発給した場合と同じ価格です。

※証明書発行後、いかなる場合も返金には応じられませんのでご注意ください。

【お支払い方法について】

クレジットカード払い・請求書払い のどちらか

①クレジットカード払い（システム経由）

当所承認後にお支払い選択が可能になります。

発給を希望される書類を選択後、クレジットカード番号などの必要事項を入力し、決済を確定してください。決済完了後、証明書の出力が可能になります。

②請求書払い（月末締め翌月末払い）

当所承認後、証明書が印刷可能となります。

代金は後日オンライン上で発行される請求書に記載の口座へお振込みください。

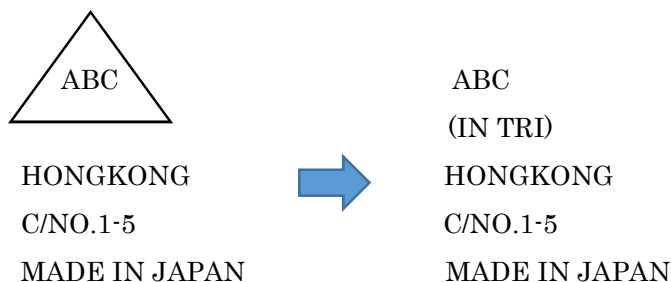
※振込にかかる手数料等は貴社負担となります。

6. その他

【システム利用に係る注意事項】

- ・同じパソコンで複数の ID を用いてシステムにログインしたり、ログイン後に複数のウィンドウやタブを開かないでください。セッション異常を起こしてシステムの接続が切れる場合があります。
- ・操作をせず一定時間が経過すると、自動的にログアウトする仕様となっています。入力途中のデータは自動保存されませんのでご注意ください。
- ・ご登録後のサインは変更できません。登録後にサインの形状や氏名を変更する場合は、再度ユーザー ID の取得が必要となります。
- ・訂正印による訂正を行うことはできません。また、発給後の訂正もできません。当所承認後の訂正は、再発給となり新たな手数料が発生します。
- ・原産地証明書へのアタッチシートは添付できません。連続記載方式となり、すべてのページに申請者と商工会議所のサインが記載され、割印については記載されません。
- ・ SHIPPING MARK 欄への画像アップロード（A4 縦 PDF ファイル）が可能です。画像は 60% に縮小され、原産地証明書の最終ページに記載されます。
- ・下記の入力例のように、直接入力も可能です。

（文字での荷印入力例）



☆発給は原則申請日に行います。ただし、16 時以降の申請の場合、発給は翌営業日となります。お急ぎの場合は、オンライン上での申請と併せてお電話いただくようお願いいたします。

☆窓口での書面発給は、オンライン発給・申請の開始（2021 年 8 月 2 日（月））以降も、従来通り行います。

【問合せ先】 姫路商工会議所 総務部 貿易証明担当

TEL : 079-223-6552 FAX : 079-288-0047

MAIL : boueki@himeji-cci.or.jp